平成３０年（フ）第３１号
長野県飯田市鼎中平2285番地８
債務者　髙橋　秀明
１　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第１２号
長野県伊那市若宮7462番地１　若宮市営住宅162号
債務者　大見謝秋夫
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第９号
岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1528番地４
債務者　浜エリアネこと　ＥＬＩＡＮＥ　ＢＥＡＴＲＩＺ　ＭＩＭＯＴＯ　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＨＡＭＡ
１　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第３６号
兵庫県川西市満願寺町４番16号
債務者　辻川　利一
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
兵庫県伊丹市荒牧３丁目16番３－201号
債務者　板床しのぶ
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第６４号
奈良県桜井市大字三輪430番地の８
債務者　米谷由紀夫
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第８２号
奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘４丁目１番４号
債務者　スピードリサーチこと　樋口　尚幸
１　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第９５号
奈良市西笹鉾町43番地の５　奈良コーポラス510号
債務者　三ツ井淳子
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第５７号
奈良県大和高田市西三倉堂２丁目７番33号
債務者　貝辻　彩香（旧姓久恒）
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３６９号
和歌山市川辺40番地６
債務者　阪井ひとみ
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２５号
鳥取県米子市米原1460番地13
債務者　森田　寿史
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１２１号
岡山市東区西大寺川口66番地７　レオパレス・シャンテ川口101号
債務者　竹原　久司
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２３号
岡山市北区伊島町３丁目６番20号　クレアンジュ伊島302号、旧住所岡山市北区関西町５番14号
債務者　難波　敬一
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２７号
岡山市南区藤田579番地40
債務者　藤原利恵子
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３号
広島県福山市千代田町２丁目３番22－１号
債務者　佐々木佑介
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第３７号
広島県福山市蔵王町５丁目１番24号
債務者　横見　裕美
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第４３号
広島県福山市神辺町字下御領390番地１、前住所広島県福山市神辺町字上御領307番地13
債務者　菊地　　匡
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第４４号
広島県福山市神辺町字下御領390番地１、前住所広島県福山市神辺町字上御領307番地13
債務者　菊地　信子
１　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係